

皇學館論叢

第五十七卷 第一号

(通卷 3 2 8 号)

論 說

『皇太神宮儀式帳』の編纂材料

——「年中行事并月記事」の検討——……………佐野 真人 (1)

研究ノート

「学校における児童生徒間の性暴力」

対応支援ハンドブックの作成……………高 沢 佳 司 (13)

平 谷 智 生
杉 山 佳 菜 子
栗 野 理 恵 子
仲 律 子

彙 報

人文學會奨励賞 受賞者…………… (34)

皇學館大學人文學會

(令和 6 年 4 月)

皇學館大學人文學會規約

(総則)

一、本会は、皇學館大學人文學會と称する。

二、本会は、事務所を皇學館大學文学部に置く。

(目的及び事業)

三、本会は、神道学・国文学・国史学・コミュニケーション学・教育学並びにそれらに関連のある学術的研究を行い、もつて学術の発展に寄与することを目的とする。

四、本会は、前条の目的を達成するため、左の事業を行う。

(一) 機関誌『皇學館論叢』の編輯・刊行(年四回)

(二) 総会・大会・講演会・研究例会などの開催

(三) 研究・調査・見学などの実施

(四) その他必要とする事業

(会員)

五、本会は、本会の趣旨に賛成する左の二種の会員で組織する。会員は機関誌『皇學館論叢』に研究論文等を投稿することができる。

(一) 正会員 会費年額二千百円を納入する者

(二) 学生会員 皇學館大學文学部、神道学専攻科、大学院文学研究科の在学生で、会費年額千円を納入する者

(役員)

六、本会に次の役員を置く。

(一) 会長 一名(委員の推薦)

(二) 委員 五名(互選により委員長一名を選出)

(三) 会計監査 二名(学内・学外より各一名)

(四) 事務員 若干名

(二) 役員委員は、文学部各学科及び研究開発推進センターより一名ずつ選出し、必要に応じて学内・学外より査読担当の編輯委員を委嘱する。任期は、二年とする。ただし、重任を妨げない。

(委員会)

七、本会に次の委員会を置く。

(一) 運営委員会

(二) 編輯委員会

(改訂)

八、本規約の改訂にあたっては、運営委員会において審議し、本会の総会において承認されるものとする。

附則

この規約は、令和六年四月一日から施行する。

編輯委員

(五十音順 ※は委員長、●は査読のみ担当)

- ※佐野 真人
- 平石 岳
- 富永 健
- 玉田 貴裕
- 川合 洋子
- 三品 理絵
- 谷戸 佑紀
- 久田松和則
- 中條 敦仁
- 新田 惠三

『皇太神宮儀式帳』の編纂材料

——「年中行事并月記事」の検討——

佐野 真人

□ 要 旨

『皇太神宮儀式帳』は、延暦二十三年（八〇四）八月二十八日付で大内人宇治土公儀部小繼、禰宜神主公成、大神宮司大中臣真継が連署して朝廷に提出した解文であり、『止由気宮儀式帳』とともに『延暦儀式帳』と総称され、古代伊勢の神宮における最重要の古典とされてきた。その撰進理由は、一般的には延暦二十二年（八〇三）の半ばに格式編纂の詔命が下り、直ちに着手され、その史料蒐集の一環として、編纂者の委嘱によって神祇官が伊勢両宮の禰宜に、儀式・年中行事等の提出を求め、これに応じて延暦二十三年に両宮の禰宜らによって上申復命されたものと理解されている。一方で、延暦二十三年の撰進と考えることに懐疑的な見解もある。

両宮の儀式帳が延暦二十三年に撰進されたとするならば、それは延暦年間の神宮の内部資料に基づいて記述されたということになる。編纂材料となった原資料の記録年代を特定することができれば、儀式帳そのものの成立が延暦二十三年か否かを確定する材料となるであろう。そこで本稿では、延暦当時の皇太神宮における年中恒例の祭祀・行事を記載した『皇太神宮儀式帳』『年中行事并月記事』の内容を検討し、延暦当時の記載内容であるか否かの確認と、編纂材料となった原資料の記録年代の特定を行いたい。

『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事の正月例「年中給^三禰宜、内人、物忌粮^三稻」に見える、食料としての稻の支給日数と、五月例・七月例・八月例に見える日祈神事の歳行日数から検討を加えると、年中行事并月記事の編纂材料となった神宮の内
部資料は延暦二十一年（八〇二）の記録に基づいていたと考えられる。

これは『皇太神宮儀式帳』の編纂作業が延暦二十二年中に行われていたということの証左であり、儀式帳が延暦二十三年に成立し、その内容は延暦年間の記録を反映して、当時の神宮の実態を記載して朝廷に提出した報告書（解文）であることを裏付ける材料となろう。

□ キーワード

皇太神宮儀式帳 延暦儀式帳 年中行事 格式編纂 日祈神事

はじめに

『皇太神宮儀式帳』は、延暦二十三年（八〇四）八月二十八日付で大内人宇治土公磯部小繼、禰宜神主公成、大神宮司大中臣真繼が連署して^①朝廷に提出した解文であり、『止由気宮儀式帳』とともに『延暦儀式帳』と総称され、古代伊勢の神宮における最重要の古典とされてきた。その撰進理由は、一般的には延暦二十二年（八〇三）の半ばに格式編纂の詔命が下り、直ちに着手され、その史料蒐集の一環として、編纂者の委嘱によって神祇官が伊勢両宮の禰宜に、儀式・年中行事等の提出を求め、これに応じて延暦二十三年に両宮の禰宜らによって上申復命されたものと理解されている。^②一方で、延暦二十三年の撰進と考えることに懐疑的な見解もある。^③

両宮の儀式帳が延暦二十三年に撰進されたとするならば、それは延暦年間の神宮の内部資料に基づいて記述されたということになる。編纂材料となった原資料の記録年代を特定することができるならば、儀式帳そのものの成立が延暦二十三年か否かを確定する材料となるであろう。そこで本稿では、延暦当時の皇大神宮における年中恒例の祭祀・行事を記載した『皇大神宮儀式帳』『年中行事并月記事』の内容を検討し、延暦当時の記載内容であるか否かの確認と、編纂材料となった原資料の記録年代の特定を行いたい。

一、正月例の「年中給禰宜、内人、物忌粮二稻」の分配

『皇大神宮儀式帳』『年中行事并月記事』の正月例によれば、まず正月元日に皇大神宮の禰宜・内人・物忌らは、正宮、荒祭宮、御酒殿を順次拝礼（朝廷の元日朝賀に相当）、引き続き正宮に白散御酒を供進して、禰宜・内人らは直会を給わった（朝廷の元日節会に相当）。その後、大神宮司の御厨（大神宮司の官衙）へと移動し、大饗を給わった。正月三日には齋宮に参向して齋内親王に対する拝礼が行われた。^{〔4〕}三日の齋宮参向に関する記述に続いて、一年間に禰宜・内人・物忌らに食料として支給される稲の分配方法が記載されている。

『皇大神宮儀式帳』年中行事并月記事、正月例

年中給禰宜、内人、物忌粮二稻四千五百八十四束五把五分。禰宜一人、四月、六月、合五十九箇日食稻廿三束六把。〔日人別四把。〕物忌四人、起三四月一盡三十月卅日一食稻二百卅二束九把六分。〔日人別一把六分。〕大内人、物忌父、小内人卅七人食稻四千三百廿八束。〔日人別四把。〕

〔 〕は割注・細字、以下同。

糧は食料や貯蔵された糧食のことで、ここでは禰宜以下の年間の食料用に「四五八四束五把五分」の稲が支給されることとなっている。ただし、禰宜一人の料として「二十三束六把」、物忌四人の料として「二三三束九把六分」、大内人・物忌の父・小内人三十七人の料として「四三三八束」が記載され、内訳から合計すると「四五八四束五把六分」となり、記載されている支給量の総計よりも「二分」多くなってしまう。これに関して中川経雅の『大神宮儀式解』は「按に五分は六分とすべき歟。又次の六分を五分と改べき歟。必ず一處は誤りなり」と指摘している。これは「六」を「五」と伝写の過程で誤写したとは考えにくく、儀式帳（あるいは原資料）の記載当時から、総計の集計ミスとして記載されていた可能性が考えられよう。

さて、個別の支給量を検討すると、禰宜一人に対しては、一日に四把支給する計算で四月と六月の五十九日分として「二十三束六把」の稲が支給される。⁶ 四月と六月の両月に支給される理由は不明であるが、支給の日数が五十九日となるのは、この両月の組み合わせが大の月（三十日）と小の月（二十九日）となるためである。【別表】の「延暦年間の各月大小一覧」⁷から、儀式帳の原資料となりうる延暦二十二年（八〇三）以前で四月と六月が大の月と小の月となるものを抽出すると、次の八箇年となる。

・延暦六年（七八七）	四月小	六月大
・延暦七年（七八八）	四月大	六月小
・延暦十年（七九二）	四月小	六月大
・延暦十一年（七九三）	四月小	六月大
・延暦十四年（七九五）	四月小	六月大
・延暦十五年（七九六）	四月小	六月大

【別表】延暦年間の各月大小一覧

1、本表は湯浅吉美編『日本暦日便覧 上』（波古書院、昭和63年）により作成した。
2、各欄の「大」は「大の月（30日）」、「小」は「小の月（29日）」をあらわしている。

	正月	閏正月	2月	3月	閏3月	4月	5月	閏5月	6月	閏6月	7月	閏7月	8月	9月	閏9月	10月	閏10月	11月	閏11月	12月
延暦元年（782） ※8月19日に天武2年を改元	大	大	小	大		大	小		大		小		小	大		小		大		小
延暦2年（783）	大		大	小		大	小		大		大		小	大		小		大		大
延暦3年（784）	小		大	小		大	小		大		大		小	大	小	大		大		小
延暦4年（785）	小		大	小		大	小		大		小		大	大		大		小		大
延暦5年（786）	小		大	小		大	小		大		小		大	大		大		大		大
延暦6年（787）	小		大	小		大	小		大		小		大	大		大		大		大
延暦7年（788）	小		大	小		大	小		大		小		大	小		大		大		大
延暦8年（789）	大		大	小		大	小		大		小		大	小		大		大		大
延暦9年（790）	大		大	小		大	小		大		小		大	小		大		大		大
延暦10年（791）	小		大	大		大	大		大		小		小	大		小		大		小
延暦11年（792）	大		大	小		大	大		大		小		大	大		小		大		小
延暦12年（793）	大		大	小		大	小		大		大		大	大		大		大		大
延暦13年（794）	小		大	小		大	小		大		大		大	小		大		大		大
延暦14年（795）	小		大	小		大	小		大		大		大	小		大		大		大
延暦15年（796）	小		大	小		大	小		大		小		大	小		大		大		大
延暦16年（797）	小		大	小		大	小		大		小		大	小		大		大		大
延暦17年（798）	大		大	小		大	小		大		大		小	大		大		大		大
延暦18年（799）	小		大	大		大	大		大		小		大	小		大		大		大
延暦19年（800）	小		大	大		大	大		大		小		大	小		大		大		小
延暦20年（801）	大	小	大	大		大	大		大		小		大	小		大		大		小
延暦21年（802）	大		大	小		大	大		大		大		大	小		大		大		小
延暦22年（803）	小		大	小		大	小		大		大		大	小		大		大		小
延暦23年（804）	小		大	小		大	大		大		大		大	小		大		大		小
延暦24年（805）	大		大	小		大	大		大		小		大	大		大		大		大
延暦25年（806） 5月18日に大同と改元	小		大	小		大	小		大		小		大	大		大		大		大

・延暦十六年（七九七） 四月大 六月小

・延暦二十一年（八〇三） 四月大 六月小

食料の稲が支給される四人の物忌とは、大物忌・宮守物忌・地祭物忌・荒祭物忌の、四物忌と考えられる。⁽⁸⁾この四人の物忌が四月から十月三十日（晦日）までの食料として給わる稲は、二三二束九把六分とされているが、物忌一人に対して一日に稲一把六分と換算して四人に支給するとなると、一三三二束九把六分は三六四日分にあたる量となり、数が合わない。この点について『大神宮儀式解』は、以下の如く記述している。

『大神宮儀式解』卷二十二、正月例、年中給禰宜内人物忌粮稻

さて此儀式にするす稲の数、誤字有るにや、合ひがたし。平宣長この事を考て、こゝにするす二百卅二束九把六分を二百十四束七把六分、「日人別二把六分」と改べし、「十四を三十二とあやまり、七を九にあやまりしなり、」右の積りは一人前一日二把六分を、四人合わせて一日一束四分なり、これを四月より十月まで、七箇月の日数貳百陸日半としてつもれば、都合貳百拾肆束漆把陸分なり、「二百六日半とする故は、壹月大、壹月小としてつもるに、壹箇月半日づゝ減ずる故、七ヶ月には三日半減なり、仍二百六日半也」といへり。

中川経雅は独自の解釈を加えず、本居宣長の解釈を引用するに留まっている。本居宣長の解釈は、「二三二束九把六分」を「二一四束七把六分」と改め、一人当たりの一日の支給量を「二把六分」とするものである。その算出方法は、宣長が基準とした一人当たり一日「二把六分」は、四人あわせて一日に「一束四分」となり、四月から十月までの日数を「二〇六日半」として計算している。また日数を「二〇六日半」とした理由は、一ヶ月ずつ交互に大の月・小の月と計算し、七ヶ月で大の月が三回、小の月が三回、残りの一ヶ月は大の月・小の月の平均値として半日を減じて「二〇六日半」とするものである。

これらの支給量や支給日数に関する記載は、神宮の内部資料に基づいていると考えられる。禰宜の支給月である四月と六月を「五十九日」とする年度は、前掲の八箇年であり、禰宜と四人の物忌への食料支給に関する記述は、同一年度の原資料を基として考えると考えるのが自然であろう。四人の物忌への支給は「起_二四月_一盡_二十月_一卅_二日_一」であることから、十月は大の月でなければならぬ。前掲の八箇年のうち十月が大の月となるのは、延暦六年、同十四年、同十五年、同二十一年の四箇年に絞り込むことができる（別表参照）。

この四箇年のうち、いずれの年度の資料に基づいて儀式帳に記載されたかは、次節の日祈神事の記述と合わせて確認するが、四月から十月までの日数は、延暦六年（四月小、五月小、閏五月小、六月大、七月小、八月大、九月小、十月大）は二三五日、延暦十四年（四月小、五月小、六月大、七月小、閏七月大、八月大、九月小、十月大）は二二〇六日、延暦二十一年（四月大、五月大、六月小、七月大、八月大、九月小、十月大）は二〇八日となる。四人の物忌への支給総数は「二三二束九把六分」であることから、一人当たり一日に支給される食料を、この四箇年の日数に基づいてそれぞれ計算すると、延暦六年は「約二把五分二厘」（毛以下は四捨五入、実際には割り切れない）、延暦十四年は「約二把五分一厘」（毛以下は四捨五入、実際には割り切れない）延暦十五年は「約二把八分八厘」（毛以下は四捨五入、実際には割り切れない）、延暦二十一年は「二把八分」（割り切れる）となる。

なお、原資料の記録年度の特定とは直接は関わらないが、大内人以下が食料として支給される稲の総量は「四三二八束」となっている。禰宜と四物忌（大物忌、宮守物忌、地祭物忌、荒祭物忌）と異なり、日数に関する記述はないが、三十七人が「一日四把」換算で支給されたとすると、約三十日分に当たる数量である。禰宜と四物忌を除いた人員は、大内人三人、大物忌の父一人、宮守物忌の父一人、地祭物忌の父一人、荒祭物忌の父一人、諸物忌六人、諸物忌の父

六人、小内人八人の二十七人となり、三十七人と数が合わない。ただし、月読宮・瀧原宮・伊雑宮の物忌・物忌の父・内人各一人であるので九人、これに月読宮の御巫内人一人を加えれば三十七人となる。⁽⁹⁾

二、日祈神事に関する記述

日祈神事は、風雨の災害なく五穀が豊熟するよう祈る神事である。^{ひのみ}

『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事、四月例

^{〔十四日〕}〔兼行〕

同日、御笠縫内人造奉御蓑廿二領。御笠廿二蓋、即散奉。大神宮三具、荒祭宮一具、大奈保見神社一具、伊加津知神社一具、風神社一具、瀧祭社一具、月読宮五具、小朝熊社二具、伊雑宮一具、瀧原宮二具、園相社一具、鴨社一具、田邊社一具、蚊野社一具。

『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事、五月例

四日、年中祈料赤引調糸二絢。〔神郡度会郡。〕

右從七月一日始、迄八月卅日、日祈内人、朝夕止悪風〔戛〕、天下百姓五穀助給〔止〕祈申。

『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事、七月例

以三朔日、受三司幣帛、祈日申行事。

右禰宜率三日祈内人、月一日起尽三卅日、朝夕風雨旱災為三止停一祈申。

『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事、八月例

祈三八月風雨、幣帛絹二丈五尺、麻八斤〔太〕、木綿八斤〔太〕、已上禰宜率三日祈内人。為三風雨災鎮一祈申。

『皇太神宮儀式帳』では、四月の神衣祭当日の十四日に御笠縫内人が御蓑と御笠とを供進して、大神宮（内宮）および別宮・諸社に分かたれた（四月例）。これは日祈神事に用いるための蓑笠である。ついで七月一日より三十日までの毎日朝夕に、禰宜が日祈内人を率いて大神宮司のたてまつる幣帛を奉獻して年穀の豊穰を祈った（七月例）。五月例には日祈内人が七月一日から八月三十日まで日祈神事を行うこと、八月例にも「八月の風と雨とを祈る幣帛」を奉獻し、禰宜が日祈内人を率いて「風と雨との災を鎮めむが為に、祈み申す」ことが見え、日祈神事は七月の八月の二ヶ月間行われていたことが窺える。なお、『延喜伊勢大神宮式』日祈条では七月の行事とされ、延喜の頃には一ヶ月間に集約され、『皇太神宮年中行事』では七月四日当日のみの神事とされている¹¹。また、『止由気宮儀式帳』では度会宮は八月の行事とされている¹²。

『皇太神宮儀式帳』における日祈神事の齋行日は、五月例によると「七月一日から八月三十日」まで、七月例に見える七月の齋行日は「一日から三十日」までとあり、七月と八月の末日をいずれも「三十日」としている。これには戸令造計帳条の「毎年六月卅日」、戸令造戸籍条の「五月卅日内訖」という規定からも理解されるように、『皇太神宮儀式帳』においても実際の日数ではなく、単に「その月の末日」ということを示しているにすぎないという指摘があるかもしれない。しかし、前述したように、同じ年中行事条の正月例に禰宜や物忌らの食料の支給日数と支給量が記載されていることは、その基となった年の日付も考慮して記述されていると考えられる。特に物忌四人への食料の支給は、四月から十月まで期間の日数を考慮して支給量が記載されていると考えなくてはならない。その中で、五月例と七月例の「卅日」という記載を、単に「その月の末日」と理解したのでは、年中行事条の編纂方針には統一性が欠けているということになる。さすれば、日祈神事の日数も、七月と八月の両月とも大の月であることを想定しているといえるのではないだろうか。前節では四人の物忌への食料稲の支給日の記載から、基となった原資料の年度を延

暦六年（七八七）、同十四年（七九五）、同十五年（七九六）、同二十一年（八〇二）の四箇年に絞り込んだ。この四箇年のうち、七月と八月の両月が大の月となるのは、延暦二十一年だけである（別表参照）。

『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事の基となった神宮内部の原資料が、延暦二十一年度の記録であるとすれば、前節の四人の物忌に食料稲が支給される四月から十月までの日数は二〇八日となり、一人当たり一日の支給量は「二束八分」で、儀式帳の「日人別一把六分」は記載の誤りということになる。

むすび

『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事の正月例「年中給_三禰宜、内人、物忌粮_一稲」に見える、食料としての稲の支給日数と、五月例・七月例・八月例に見える日祈神事の齋行日数から検討を加えると、年中行事并月記事の編纂材料となった神宮の内部資料は延暦二十一年（八〇二）の記録に基づいていたと考えられる¹³。

これは『皇太神宮儀式帳』の編纂作業が延暦二十二年（八〇三）中に行われていたということの証左であり、儀式帳が延暦二十三年（八〇四）に成立し、その内容は延暦年間の記録を反映して、当時の神宮の実態を記載して朝廷に提出した報告書（解文）であることを裏付ける材料となろう。

註

（一）『皇太神宮儀式帳』の末尾に「延暦廿三年八月廿八日、大内人無位宇治公礮部小繼／禰宜大初位上荒木田神主公成／大神宮司正八位下大中臣朝臣真繼」は改行を示している）とある。なお、本稿で儀式帳を引用する場合には、神道大系『皇太神宮

儀式帳」(神道大系編纂会、昭和五十四年)に拠った。

- (2) 虎尾俊哉「儀式帳の撰進と弘仁式」(『古代典籍文書論考』、吉川弘文館、昭和五十七年、初出は昭和二十七年)を参照。この他に、榎村寛之「古代の都と神々―怪異を吸いとる神社―」(吉川弘文館、平成二十年)、久禮且雄「延暦儀式帳」撰進と弘仁大神宮式編纂の政治的拜啓―延喜伊勢大神宮式の前提(『法の流通』所収、慈学社、平成二十二年)、加茂正典「延暦儀式帳」考(平成二十六年度皇學館大学研究開発推進センター神道研究所公開学術シンポジウム「古代の祭祀と伊勢神宮」、『皇學館大学研究開発推進センター紀要』二、平成二十八年)があり、中央の朝廷が神祇統制による中央集権化を進める過程で、在地の実態を把握するために提出を求めたものなのか(榎村氏、久禮氏)、式編纂材料の提出を命じられたことを神宮側が好機と捉え、延暦二十三年の皇大神宮式年遷宮と、同二十五年の豊受大神宮式年遷宮の定期造替の齋行と、以後の順調な定期造替とを朝廷に要望する意図も込められていたのか(加茂氏)、諸氏の見解は分かれているが、いずれも延暦二十三年当時の神宮における実態を、神宮側によって取りまとめられ、朝廷に提出した報告書と考えられる部分については、共通の認識としてみてよい。

- (3) 度会(橋村)正身『神名帳考証再考』(明和六年(一七六九)、『神祇全書』第四輯(皇典講究所・神宮奉賛会、明治四十一年(一九〇八)、昭和四十六年に思文閣より復刻)、度会(橋村)正兌『外宮儀式解』(文化十三年(一八一六)大神宮叢書『大神宮儀式解後編、外宮儀式解』(神宮司庁、昭和十年、昭和四十六年に臨川書店から復刻。平成十八年に『増補大神宮叢書』六として吉川弘文館より刊行)、柳田国男「田社考大要」(『民間伝承』第十四卷第十一号・第十二号・第十五卷第二号、昭和二十五年・同二十六年、後に『定本柳田国男全集第十一卷』(筑摩書房、昭和四十四年)、『柳田国男全集三十二』(筑摩書房、平成十六年)に再録)、丸山茂「皇太神宮儀式帳についての一考察」(『神社建築史論―古代王権と祭祀』、中央公論美術出版、平成十三年)など。

- (4) 『皇太神宮儀式帳』年中行事并月記事、正月例。

- (5) 『大神宮儀式解』卷二十二(正月例、年中給禰宜内人物忌粮稻)。「大神宮儀式解」は増補大神宮叢書六『大神宮儀式解後編、外宮儀式解』(吉川弘文館、平成十八年)に拠った。

『皇太神宮儀式帳』の編纂材料(佐野)

(6) 『延喜伊勢大神宮式』禰宜等食米条では「凡二所大神宮祢宜、四月、六月日別食米二升。(余月不_レ給。)」物忌大神宮四人、度会宮三人、給_二年中食料_一、日各米八合」と規定されている。

(7) 『延暦儀式帳』の年中行事は、平安時代初期(延暦年間)における伊勢の神宮の祭祀・行事の実態を詳しく書き留めていると、すでに指摘されていることから(久禮且雄「伊勢神宮・伊勢斎宮の五節句―『延暦儀式帳』『延喜斎宮式』から―」、『瑞垣』第二四〇号、平成三十年)、本稿の【別表】は延暦年間に限定して作成している。

(8) 『大神宮儀式解』巻二十二(正月例、年中給禰宜内人物忌粮稻)に「物忌四人は、本宮三色物忌、荒祭物忌、合四人なり」とある。

(9) 『大神宮儀式解』巻二十二(正月例、年中給禰宜内人物忌粮稻)は「卅七はいづれの大小内人物忌をいふにや。禰宜、三色物忌、荒祭物忌(已上五人は上に挙たり。)」大内人三人、本宮三色物忌父三人、諸物忌六人、同父六人、小内人八人、荒祭物忌父一人、合貳拾漆人なれば、卅を廿と改べき歟。又所管四院神宮の職掌人までかけていふにや。こゝにも誤脱あるにや」と述べている。

(10) 『延喜伊勢大神宮式』日祈条。

(11) 『皇太神宮年中行事』七月四日条。

(12) 『止由気宮儀式帳』三節祭等并年中行事月記事、八月例に「祈二八月風一幣帛、絹一丈五尺、木綿一斤、麻一斤」とある。

(13) 式年遷宮に関しては、延暦四年(七八五)九月の第六回皇大神宮式年遷宮が参考にされたと考えられる。拙稿「式年遷宮と斎内親王」(『神道史研究』第七十卷第一号、令和四年)を参照。

【附記】本稿は、JSPS科研費(基盤研究(C))「古代伊勢神宮に関する未公開史料を活用した基礎的研究」、課題番号21K00074、研

究代表者：佐野真人)の研究成果の一部である。

(さ)の まさと・皇學館大学研究開発推進センター神道研究所准教授)

「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援 ハンドブックの作成^{1,2)}

高 沢 佳 司
仲 律 子
栗 野 理恵子
杉 山 佳菜子
平 谷 智 生

□ 要 旨

本研究は三重県の学校現場において利用可能な、児童生徒間の性暴力被害に対応するための支援ハンドブック（以下、ハンドブック）を作成する目的で行われた。まず三重県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校293校に対して当該ハンドブックのニーズ調査を行った。その結果、ハンドブックを持たない学校は281校（95.9%）にのぼった。273校（93.2%）が児童生徒間の性暴力に対応する校内組織を持っているものの、当該事案が発生した場合における対応全般の不安があると回答したのは259校（88.4%）であった。特にハンドブックに盛り込んでほしい内容や意見142件のうち、上位5つは具体性・事例・対応例56件（39.4%）、関係機関との連携22件（15.5%）、保護者対応11件（7.7%）、心理的ケア・心理教育10件（7.0%）、未然防止8件（5.6%）となった。三重県内での学校における児童生徒間の性暴力対応支援の現状と課題について考察がなされた。

□ キーワード

性暴力、学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック、トラウマインフォームド・ケア

序 論

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等の人権が見直されるようになった。その後、2011年の第2次犯罪被害者等基本計画策定の際に、各都道府県に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置してほしいという被害者らからの要望を聞き取り、内閣府はその手引きを作成し、性暴力被害者への支援の充実を目指し始めた。三重県では2015年に「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」（以下、「よりこ」と略記）を開設している。

2017年には、強姦罪が「強制的性交等罪」になり、男性が被害に遭った場合も処罰される等の、性犯罪における刑法改正が明治以来はじめて行われ、2023年現在、「強制的性交罪」を「不同意性交罪」に名称を改め、その処罰要件の見直しや「撮影罪」の新設を盛り込んだ刑法改正案が衆議院本会議で審議入りした。これらは被害者らがマスコミやSNSなどで公に声を上げ始め、全国的なデモ等を行ったことがきっかけとなっている。

このような背景を受け、2020年度のよりこの全相談件数は前年比2倍の623件に増加し、10代の相談件数は前年比3倍以上の105件に達した。よりこが10代の若者やその保護者に認知されるにつれ、相談件数が増加していると考えられるが、性暴力被害については暗数が多い犯罪だと言われており、また犯罪の性質により他者に相談する割合も低いことから、この件数は氷山の一角にすぎない。

これらの状況を受けて、三重県では2021年度にみんつく事業「子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクト」を実施し、県内の養護教諭や支援者等を対象に研修を行った。この研修を通して、「もし学校で子どもたち同士の性暴力が発生したら、教職員はどう対応・指導すればいいのか」という養護教諭らから不安の声が上がっている。

先行研究においても、野坂（2011）が、高校生の性問題行動に対する教員の認識について調査を行っているが、自由記述の結果から、教員が生徒のさまざまな性問題行動を認識しており、困難さを感じながらも生徒への対応を考えている様子が伺えたと考察している。また、「生徒の能力、教員の準備性、学校

の体制など、さまざまな面における困難さがあり、それぞれの側面に対する支援を行うことで、教員の抵抗感の軽減や学校内の体制構築が図られるのではないか」(p.84)と述べている。藤森(2019)は性被害にあった児童生徒のための一問一答形式での対応策を呈示し、チーム学校でトラウマインフォームド・ケアを行うことの必要性を述べている。玄野(2018)は「一般への啓発や支援体制の構築はまだこれから」(p.20)と指摘しつつ、男子生徒の性被害者に焦点を当てて初期段階での対応例を紹介している。

性暴力被害者個人を対象とした研究はいくつか見られるが、齋藤・岡本・大竹(2019)は性暴力被害の実態について被害意識に焦点を当ててインタビュー調査を行っている。その結果、被害意識の形成が困難な場合もあり、被害認識の形成促進のための啓発、形成後の支援の重要性を指摘している。さらに、性暴力被害を受けた要支援者への持続エクスポージャーによる治療事例(e.g., 野坂, 2010)も報告され、治療中に解離症状を呈する等の困難がありながらも、PTSD症状、解離症状、抑うつ症状が徐々に寛解する様子が続られている。

では性犯罪・性暴力被害者への組織的支援の実情はどのようなものであろうか。アメリカでは「A Technical Package to Prevent Sexual Violence」(National Center for Injury Prevention and Control, 2016)と称した対応マニュアルが作成されており、大岡・岩切(2017)によって本邦へ紹介されている。テキサス州では「Sexual Assault Advocate Training Manual」(Texas Association Against Sexual Assault, 2013)が作成され、支援者の訓練プログラムが提唱されている。国内の動向を概観すると、兵庫県立尼崎総合医療センター産婦人科(2020)、奈良県性暴力被害者サポートセンターNARAハート(2021)、富山県犯罪被害者等支援協議会(2022)が性暴力被害者への対応マニュアルを作成している。三重県でも「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」(三重県環境生活部くらし・交通安全課・警察庁, 2021)が整備されている。関連領域では、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」(内閣府犯罪被害者等施策推進室, 2012)、捜査機関における「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル(概要版)」(大阪府政策企画部青少年・地域安全室, 2015)も見られる。

こうした現状の中で性犯罪・性被害者等への支援は、被害者への直接的な支援はもちろんのこと、ハンドブックやマニュアルという形でも展開しつつある。しかしながら、三重県独自のもので教育現場、特に児童生徒間の性被害対策支援に特化したハンドブックの類はほとんど見られない。地域に根差した潜在的なニーズを掘り起こし、具体的な対策を提案することは、地域社会への貢献となることが予想される。このような背景から、三重県では子どもたちを被害者にも加害者にもしないために何ができるかを考え、「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」（以下、「ハンドブック」と略記）を作成することとなった。本論文は、ハンドブックの作成に先立ち、三重県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象に行った質問紙調査をもとに、学校における児童生徒間の性暴力対応支援の現状と課題を考察することを目的としている。

性暴力の定義

WHO（2002）は性暴力を「家庭や職場を含むがそれに限定されないあらゆる状況において、被害者との関係にかかわらず、強制的に性的行為を得ようとする、望まない性的な言動や誘いをする、人の性的指向に反する行為をする、またはその他の方法で指示される」（p.149）行為としている。本研究ではこれを参照・拡張し、性暴力を下記のように定義した。

「性暴力」とは、「性的な被害を及ぼす暴力その他の言動」であり、刑罰法令に触れるわいせつ行為だけでなく、自分の意に反して受ける性的な行為全般を言う。「本人の意に反する性的な行為」であれば、「直接身体に接触する行為」だけでなく、「視きや性的な被写体としての撮影などの非接触型の行為」も含む。また、被害児童生徒及び加害児童生徒の性別も問わない。

性暴力の例として、以下の例を挙げている。

- ・同意のない性交等を行う
- ・同意なくプライベートゾーン※1などの身体を触られる
- ・スカートをめくられる・ズボンを下げられる・下着を下げられる
- ・卑猥なことを言われたり、卑猥な話をするように強要される

- ・プライベートゾーンに関する身体特徴をからかわれる
- ・第二性徴（勃起、月経、発毛など）についてからかわれる
- ・着替えやトイレなどで、通常隠されている身体、下着をのぞき見たり、その場面を盗撮する
- ・好意を持つ相手をつけまわすなどのストーカー行為
- ・裸などの性的な画像や写真を意に反して見せる、送り付ける
- ・裸などの性的な画像や写真を送るように強要すること及びその画像等をネットに配信する
- ・好意の意味を理解していない人に性的行為を行う

※プライベートゾーンとは、「自分の大切な場所」と定義され、一般的に水着を着用したときに、隠れる部分（性器及び胸、尻）を言う。また、口も大切な場所を含む。

方 法

1) 調査対象校・回答者

特別支援学校を含む三重県内すべての小・中・高等学校等の管理職（原則）を対象とし、困難であれば校内関係部（生徒指導・保健養護等）の主任の先生を対象に調査協力を依頼した。2022年7月18日から8月1日までに返送された293校のデータを分析対象とした。

2) 調査依頼・手続き

三重県環境生活部くらし・交通安全課から、三重県立学校長会及び三重県小中学校長会、三重県私学協会に対し、本アンケート調査への協力依頼を実施した。その上で、事業業務委託を受けた一般社団法人三重県公認心理師会が調査を実施した。

はじめに文書による依頼を行い、郵送（133件、47.3%）・メールまたは Google フォーム（148件、52.7%）によって回答を収集した。回答者は初めにアンケー

トの主旨、概要の説明を読んだ。続いてハンドブック作成にかかるスケジュール、回答の留意事項、性暴力の定義を読み、アンケート調査の目的や回答に必要な前情報を得た。また、個人情報・収集データの取扱いに関する倫理的配慮事項、および補足事項等を読んだ後、実際の回答へと進んだ。回答の後、上記以外の倫理的配慮事項について説明した。データの学術利用に対する同意へ回答を求めた後、ヒアリング調査への参加を募集する旨を案内した。

3) 質問項目

問1 回答者の属性、各組織の現状

問1-1 学校種別、回答者、教員歴

- ・学校種別：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他（自由記述）からの択一式であった。
- ・回答者：校長、教頭、その他（自由記述）からの択一式であった。
- ・教員歴：年数の回答を自由記述によって求めた。

問1-2 勤務校独自の児童生徒間性暴力被害対応ハンドブックの有無について尋ねた。

問1-3 児童生徒間性暴力に対応する校内組織の有無について尋ねた。

問1-4 問1-3の校内組織がある場合の名称について、以下の選択肢から回答を求めた（複数選択可）。

- ・生徒指導委員会等
- ・保健委員会等
- ・人権委員会等
- ・その他（自由記述）

問2 予防・対応

問2-1 児童生徒間での性被害が発生した場合における対応全般の不安の有無を尋ねた。

問2-2 未然防止や実際の対応時の課題・発生した際に不安を覚える点を含め、児童生徒間の性暴力に適切に対応するためにどのようなことが必要か、

以下の選択肢から回答を求めた（複数選択可）。

- ・ 児童・生徒の性別や心身の発達段階に応じた性教育の充実
- ・ 性暴力等に関する教職員の知識・スキル向上と理解の促進
- ・ 保護者・家庭等との連携
- ・ 指導・対応のための研修時間の確保や研修機会の充実
- ・ 誰もが適切に対応できる手引書等の整備
- ・ 学校全体として取り組んでいくための校内組織の整備
- ・ 性暴力等に関する研修会等の年間行事計画への位置づけ
- ・ その他（自由記述）

問2－3 児童生徒間の性暴力被害事案に対応する上で留意すべきことについて、以下の選択肢から回答を求めた（複数選択可）。

て、以下の選択肢から回答を求めた（複数選択可）。

- ・ 被害児童・生徒対応
- ・ 加害児童・生徒対応
- ・ 当事者以外の児童・生徒対応
- ・ 双方の保護者への対応
- ・ 双方の児童・生徒が元の学校生活に戻るための支援
- ・ 対応全体の流れ
- ・ 校内での連携
- ・ 対応教職員の心理的ケア
- ・ SC、SSW との連携
- ・ 専門職（医師、弁護士、心理士等）との連携
- ・ 外部の関係機関との連携
- ・ 次年度・上級学校への引き継ぎ
- ・ その他（自由記述）

問3 研修会

問3－1 教員研修等で児童生徒間の性暴力被害に関する研修会を開催したことがあるかどうか尋ねた。

問3－2 教員を対象とした児童生徒間の性暴力に関する研修会を開催する意

向の有無を、以下の選択肢によって尋ねた。

- ・機会があれば、全教員を対象に開催したい
- ・現時点で開催する予定はない
- ・先行して、管理職・養護教諭・生徒指導担当者等を対象に開催したい
- ・分からない

問3-3 児童生徒間の性暴力被害に関する研修会が実施される場合、どのような内容の研修が必要かについて、以下の選択肢から回答を求めた。

- ・事実確認や聞き取りの仕方・ポイント
- ・児童・生徒の心のケア
- ・2次被害の防止
- ・SNSを媒体とする事案への対応
- ・現実に起こりうる場面を想定したロール・プレイング
- ・相談しやすい学校の雰囲気づくり
- ・性暴力被害防止につながる多様な性教育（教員対象）
- ・校内対応組織の設置・運用
- ・関係機関（よりこ・警察・病院・児相他）との連携
- ・マスコミ対応
- ・保護者対応
- ・その他（自由記述）

問4 ハンドブックに盛り込んでほしい内容や意見等を自由記述による回答で求めた。

4) 倫理的配慮

調査協力者には前述の通り調査目的を説明した上で、調査への回答を依頼した。回答前には、調査結果は統計的に処理され、個人や学校が特定されないことがないこと、調査への参加は任意であり回答したくない質問は無視して構わないことなどを説明した。続いてデータの学術的利用に対しての同意を求めた。同時に、回答者の同意撤回の可能性を考慮し、回答校識別のため任意の英数字

(ID) を記入するよう求めた。ID と回答内容や回答された学校の紐づけはしないこと、回答時点で学術研究への利用に同意しない場合は ID の設定の必要がないことを付記した。

5) 事後のヒアリング調査参加依頼³⁾

現場のニーズや困難、苦慮したことを把握する目的で、ヒアリング調査にかかる時間、連絡先を示した上でヒアリング調査への参加を呼びかけた。

6) データ解析ツール

フリーの統計解析マクロである HAD (清水, 2016) を用いた。

結 果

1) 問 1 回答者の属性、各組織の現状

問 1 - 1 では学校種別、回答者、教員歴について尋ねた。その結果、学校種別の内訳は、全293校からの回答のうち、小学校154校 (52.6%)、中学校84校 (28.7%)、高等学校45校 (15.4%)、特別支援学校9校 (3.1%)、記載なし1校 (0.3%) であり、約 8 割が小中学校からの回答であった。続いて回答者の内訳は教頭173名 (59.0%)、校長88名 (30.0%)、生徒指導担当 (生徒指導主任等を含む) 21名 (7.2%)、養護教諭 8 名 (2.1%)、教育相談係 1 名 (0.3%)、保健部主任 1 名 (0.3%)、記載なし 1 名 (0.3%) であり、約 9 割が管理職からの回答であった。回答者の教員歴は30～39年161名 (54.9%)、20～29年83名 (28.3%)、10～19年17名 (5.8%)、10年未満 9 名 (3.1%)、40年以上 2 名 (0.7%)、記載なし21名 (7.2%) であり、教員歴20年以上の回答者が 7 割以上を占めた。

問 1 - 2 では勤務校独自の児童生徒間性暴力被害対応ハンドブックの有無について尋ねた。その結果、ないと答えた学校は281校 (95.9%)、あると答えた学校は 8 校 (2.7%)、記載なし 3 校 (1.0%)、ない (不要である) と答えた学校は 1 校 (0.3%) であり、ほとんどの学校が児童生徒間の性暴力被害対応ハンドブックを持っていないことが明らかとなった。

問1-3では児童生徒間性暴力に対応する校内組織の有無について、また問1-4ではその校内組織がある場合の組織名を尋ねた。その結果、問1-3ではその校内組織がある学校は273校(93.2%)、ない学校は18校(6.1%)、記載なし2校(0.7%)であり、ほとんどの学校がその対応組織を有することが明らかとなった。また「ある」と回答した273校に対し組織名の回答を複数回答により求めたところ、全412件のうち生徒指導委員会等256件(62.1%)、人権委員会等75件(18.2%)、保健委員会等35件(8.5%)、その他27件(6.6%)、記載なし19件(4.6%)であり、何らかの委員会の名称を冠された組織がほとんどであった。

2) 問2 予防・対応

問2-1では児童生徒間での性被害が発生した場合における対応全般の不安の有無を尋ねた。その結果、不安があると回答したのは259名(88.4%)、ないと回答したのは32名(10.9%)、記載なし2名(0.7%)であり、約9割が対応への不安があることが明らかとなった。

問2-2では未然防止や実際の対応時の課題・発生した際に不安を覚える点を含め、児童生徒間の性暴力に適切に対応するためにどのようなことが必要か、複数回答による回答を求めた(図1)。その結果、全1,148件のうち、保護者・家庭等との連携254件(22.1%)、児童・生徒の性別や心身の発達段階に応じた性教育の充実245件(21.3%)、性暴力等に関する教職員の知識・スキル向上と理解の促進238件(20.7%)、誰もが適切に対応できる手引書の整備138件(12.0%)、指導・対応のための研修時間の確保や研修機会の充実122件(10.6%)、学校全体として取り組んでいくための校内組織の整備91件(7.9%)、性暴力等に関する研修会等の年間行事計画への位置づけ40件(3.5%)、その他20件(1.7%)であった。回答校の元々の分母が293校であることを鑑みると、「誰もが適切に対応できる手引書の整備138件」は47.1%に当たり、約5割の学校が手引書そのものへのニーズを明示した。

問2-3では児童生徒間の性暴力被害事案に対応する上で留意すべきことについて、複数選択による回答を求めた(図2)。その結果、全2,340件の回答の

「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援ハンドブックの作成

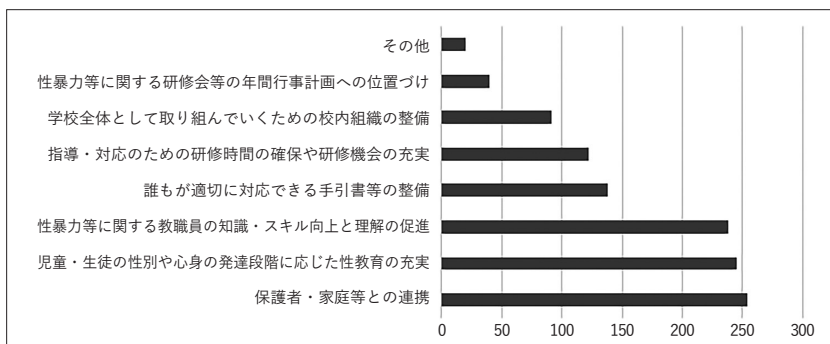


図1 問2-2集計結果

うち、被害児童・生徒対応289件(12.4%)、双方の保護者への対応280件(12.0%)、加害児童・生徒対応276件(11.8%)、双方の児童・生徒が元の学校生活に戻るための支援234件(10.0%)、当事者以外の児童・生徒対応225件(9.6%)、SC、SSWとの連携208件(8.9%)、外部の関係機関との連携172件(7.4%)、校内での連携170件(7.4%)、専門職(医師、弁護士、心理士等)との連携168件(7.2%)、対応全体の流れ112件(4.8%)、次年度・上級学校への引き継ぎ109件(4.7%)、対応教職員の心理的ケア94件(4.0%)、その他3件(0.1%)であった。注目すべき点として、「対応全体の流れ」が112件あり、元々の分母293校と照らし合わせると38.2%に上る。このことから、3分の1以上の回答者が、児童生徒間の性暴力被害事案に対応する際の全体の流れについて知ることへのニーズを明示したと言えよう。

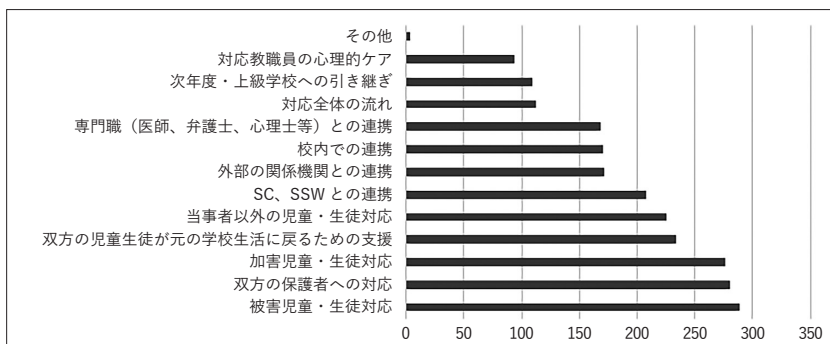


図2 問2-3集計結果

問3-1では教員研修等で児童生徒間の性暴力被害に関する研修会を開催したことがあるかどうか尋ねた。その結果、児童生徒間の性暴力被害に関する研修会を開いたことのない学校264校(90.1%)、ある学校26校(8.9%)、ない(児童生徒間に特化した研修の必要性がない)1校(0.3%)、記載なし2校(0.7%)であった。これらの結果から約9割の回答者が児童生徒間の性暴力被害に関する研修会を開いたことがないか、もしくはその必要性を感じていないという結果であった。

問3-2では教員を対象とした児童生徒間の性暴力に関する研修会を開催する意向の有無を尋ねた。その結果、機会があれば、全教員を対象に開催したい123件(42.0%)、現時点で開催する予定はない116件(39.6%)、先行して、管理職・養護教諭・生徒指導担当者等を対象に開催したい31件(10.6%)、分からない23件(7.8%)であった。5割強の学校が研修会開催に対する意向があることを示した。

問3-3⁴⁾では児童生徒間の性暴力被害に関する研修会が実施される場合、どのような内容の研修が必要かについて回答を求めた。まず書面・メールによる回答(図3)は、全599件のうち児童・生徒の心のケア103件(17.2%)、事実確認や聞き取りの仕方・ポイント96件(16.0%)、性暴力被害防止につながる多様な性教育(教員対象)65件(10.9%)、保護者対応59件(9.8%)、SNSを媒体とする事案への対応59件(9.8%)、現実起こりうる場面を想定したロール・プレイング51件(8.5%)、関係機関(よりこ・警察・病院・児相他)との連携43件(7.2%)、2次被害の防止40件(6.7%)、相談しやすい学校の雰囲気づくり37件(6.2%)、校内対応組織の設置・運用24件(4.0%)、マスク対応21件(3.5%)、なし1件(0.2%)であった。

Google フォームによる回答(図4)は、全149件のうち児童・生徒の心のケア40件(26.8%)、事実確認や聞き取りの仕方・ポイント31件(20.8%)、性暴力被害防止につながる多様な性教育(教員対象)23件(15.4%)、現実起こりうる場面を想定したロール・プレイング18件(12.1%)、保護者対応9件(6.0%)、SNSを媒体とする事案への対応7件(4.7%)、校内対応組織の設置・運用7件(4.7%)、相談しやすい学校の雰囲気づくり4件(2.7%)、2次被害

「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援ハンドブックの作成

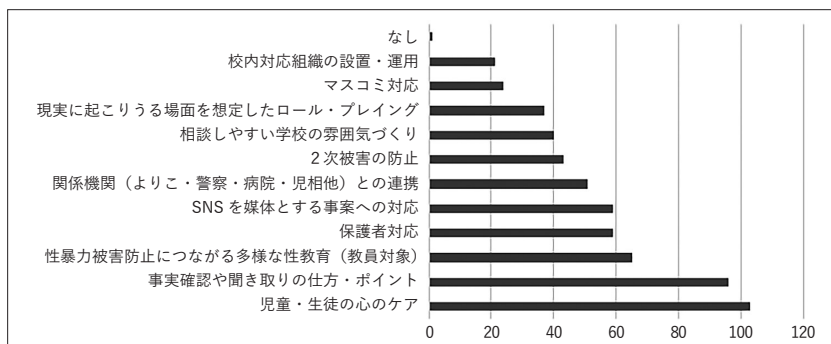


図3 問3-3の集計結果（書面・メールによる回答）

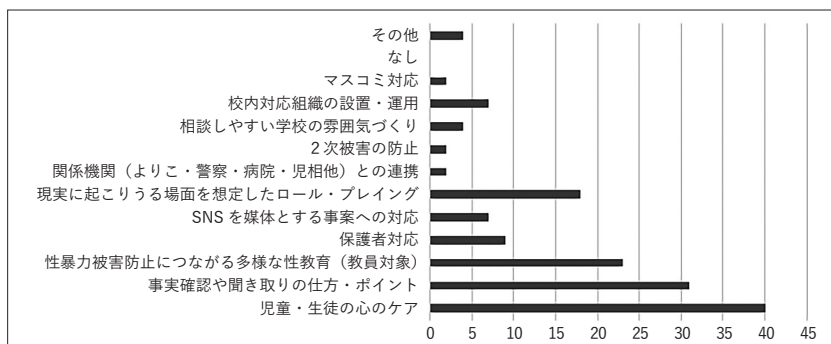


図4 問3-3の集計結果（Google フォームによる回答）

の防止2件（1.3%）、マスコミ対応2件（1.3%）、関係機関（よりこ・警察・病院・児相他）との連携2件（1.3%）、その他4件（2.7%）であった。

書面、メール、および Google フォームによる問3-3の合算（図5）については、全748件のうち児童・生徒の心のケア143件（19.1%）、事実確認や聞き取りの仕方・ポイント127件（17.0%）、性暴力被害防止につながる多様な性教育（教員対象）88件（11.8%）、現実に起こりうる場面を想定したロール・プレイング69件（9.2%）、保護者対応68件（9.1%）、SNSを媒体とする事案への対応66件（8.8%）、関係機関（よりこ・警察・病院・児相他）との連携45件（6.0%）、2次被害の防止42件（5.6%）、相談しやすい学校の雰囲気づくり41件（5.5%）、校内対応組織の設置・運用31件（4.1%）、マスコミ対応23件（3.1%）、

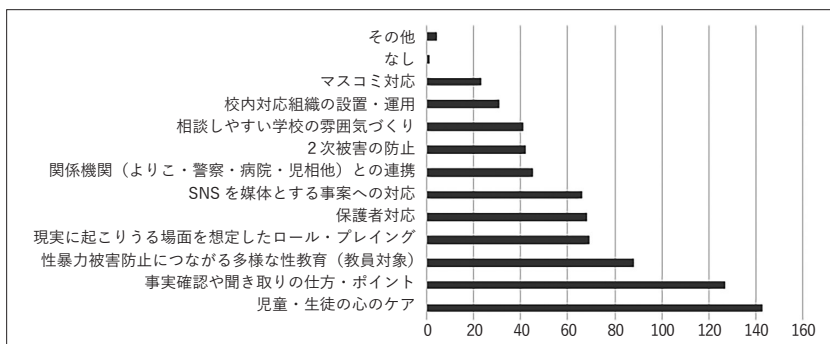


図5 問3-3の集計結果（合算）

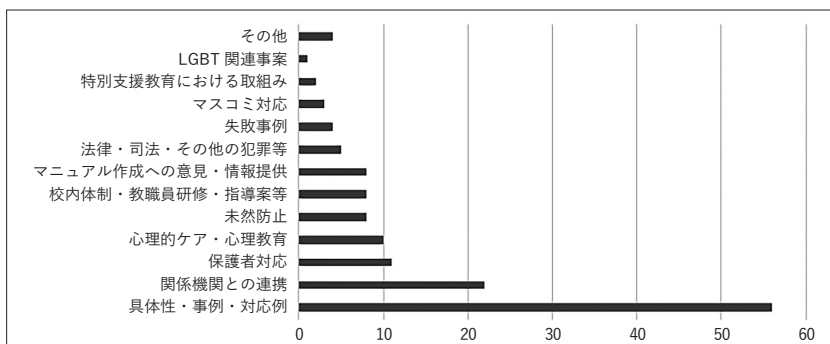


図6 問4集計結果

なし1件（0.2%）、その他4件（0.5%）であった。問3-3は研修会の内容に関する質問であるが、多くは手続きをマニュアル化することで現場教員の負担が軽減されることを期待できるものであると言えよう。

問4ではハンドブックに盛り込んでほしい内容や意見等を自由記述による回答で求めた。記載があったのは102校（34.8%）からであった。自由記述による回答は合計142件であった。その内訳（図6）は、具体性・事例・対応例56件（39.4%）、関係機関との連携22件（15.5%）、保護者対応11件（7.7%）、心理的ケア・心理教育10件（7.0%）、未然防止8件（5.6%）、校内体制・教職員研修・指導案等8件（5.6%）、マニュアル作成への意見・情報提供8件（5.6%）、法律・司法・その他の犯罪等5件（3.5%）、失敗事例4件（2.8%）、

マスコミ対応 3 件 (2.1%)、特別支援教育における取組み 3 件 (2.1%)、LGBT 関連事案 1 件 (0.7%)、その他 4 件 (2.8%) であった。マニュアルの情報の質やタイプ (具体性・事例・対応例) や内容・テーマ (関係機関との連携など) に関するものに大別されよう。

考 察

1) 児童生徒間の性暴力被害対応ハンドブックの有用性

児童生徒間の性暴力被害対応ハンドブックがない学校が大多数である一方、いじめ防止委員会等に該当する対応校内組織は充実している。しかしながら、もし児童生徒間の性暴力被害が発生した場合の対応に不安を感じている回答者が多かった。このことから、現場の教職員にとって現状の組織的対応に加えた新たな取り組みの必要性が浮き彫りとなった。本研究で作成したマニュアルが現場の負担軽減に寄与することが期待される。

また、未然防止を含め、児童生徒間の性暴力に適切に対応するためにはどのようなことが必要だと感じるかにおいては、手引書の必要性について第 4 位であった。第 1～3 位までの回答では保護者・家庭等との連携、児童・生徒の性別や心身の発達段階に応じた性教育の充実、性暴力等に関する教職員の知識・スキル向上と理解の促進が挙げられた。この結果から、手引書がない場合にこの 3 つの選択肢のような対応を迫られることから、手引書という形にこだわらず、連携、性教育の充実、知識・スキル向上と理解の促進というノウハウを求めていることが推察される。

続いてハンドブックに求めること等を自由記述によって収集した点については、具体性・事例・対応例や、関係機関との連携、保護者対応等がハンドブックに求める内容として多かった。他にも心理的ケア・心理教育や未然防止を含む詳細なニーズがあることが明らかとなった。

以上のようにハンドブックの必要性に関する現場教職員のニーズが明確化された。ヒアリング調査での結果も含め、こうしたニーズを反映させたハンドブック内容の具体的な選別に移行した。業務委託を受けた一般社団法人三重県

公認心理師会は、心理専門職の職能団体であるため、心理的ケア等の観点から、以下の7点について、ハンドブック作成における提案を行っている。

1点目は、被害児童生徒ファーストで対応することである。まずは、被害児童生徒の安全を確保した上で、対応支援に臨むことが必要であり、性のトラウマは人間最大のトラウマであるという認識を持ち、被害を過小評価することなく、被害児童生徒に寄り添い、被害児童生徒を守ることを対応支援の軸に置くことを心がけることである。

2点目は、被害児童生徒への対応支援は早期に適切に行うことが望ましいということである。ストレス反応の症状が進むとPTSDといった深刻な精神症状につながるため、早期介入が必須であり、たとえ症状をすぐに改善できなくても、後年誰かに悩みを聞いてもらったという経験が生きる可能性もあるため、早期に適切な対応支援が必要になる。

3点目は、いじめと性暴力の違いについての認識を新たに持つことである。性暴力への対応支援をする組織を持つ学校は93.2%であったが、そのほとんどがいじめの対応をしている生徒指導委員会や人権委員会であった。しかし、性暴力は被害認識を持ちにくい一方で、人間最大のトラウマであるとされているため、性暴力の特徴に合わせた対応支援を行うことが望まれる。

4点目は、性暴力対応支援をする学校への支援についてである。学校は性暴力への対応支援について不安を感じている傾向が高いため、被害の認知後に関係機関等と連携しながら、適切なタイムラインに沿って、チーム学校として対応する必要があるが、学校自身も試行錯誤しながら対応支援をすることが多いため、学校を支える仕組み作りが必要である。

5点目は、被害児童生徒への聞き取りについてである。性暴力における対応支援が、司法が絡む案件となった場合でも、逮捕事案でなければ事情聴取は先送りされることが多いため、学校がどこまで聞き取るのかは悩ましい問題となる。司法面接との兼ね合いもあるため、どのような聞き取りをすればよいのかも記述することが望ましい。

6点目は、加害児童生徒への対応支援についてである。加害児童生徒には、自らが起こしたことの重大性や被害児童生徒やその家族の精神的、身体的損失

や、日常生活への影響を認識させる必要がある一方で、加害児童生徒の多くは幼少期からの愛着形成の脆弱さや逆境的環境で育ったというトラウマ体験を持つ児童生徒もいるため、どのようにしかるべき関係機関につなげるかにも言及することが望まれる。

最後に7点目は、SNSによる性暴力についてである。近年、SNS等を通じた性暴力等が増加しており、ふざけて撮影した画像が流出したり、リベンジボルノなどで被害に遭うこともある。一度ネット上で公開された写真や動画は、デジタルタトゥーと呼ばれ、削除することが困難なため、SNS等による性暴力についての対応についても触れておきたい。

以上が、ハンドブック作成における提案である。これらをもとに、ハンドブックでは性暴力の定義をはじめ、第1章では「被害対応手順」として学校で性暴力被害が起こった場合の対応の流れ、未然防止、早期発見、被害児童生徒への対応の基本、性暴力被害対応支援と留意点、性暴力被害対応チームの事実確認と方針決定、被害児童生徒への対応、加害児童生徒への対応、被害・加害当事者以外の児童生徒への対応、教職員の支援と心のケアが盛り込まれた。第2章では「関係機関との連携と実践研修」として関係機関にできること、ハンドブックを活用した実践研修が掲載された。この他、ハンドブックはコラム、Q&A、および付録として関連資料を含み、学校現場でのニーズに広く対応したものとなっている。

問4のハンドブックに盛り込んでほしい内容意見では、具体性・事例・対応例の記載の希望が多いことから、マニュアルを元に教師が対応する際に現実に生じた事案との照らし合わせの必要性が現れていると考えられる。または、生徒間の性暴力として具体的にどのような内容が含まれるのかが理解できていないことも考えられる。齋藤ら(2019)によれば、性暴力は魂の殺人である。実際に生徒間の性暴力被害にあった当事者の事例では長年の消えない苦しみが記されている。

性暴力被害についてなぜ相談することが難しいのか、齋藤・大竹(2019a)の検討から性暴力の発生について「それを性暴力被害であると認識できない、あるいは認識するまでに時間がかかる様子が見られた」(p.200)こと、性暴力

として認識できない理由として、特に児童期の性虐待では「当事者が子どもであるために被害認識を極めて持ちづらく、特に被害の開始年齢が低い場合にはそれが性的行為だとは理解できないまま年月が経過してしまう」(p.201)ことが指摘されている。さらに齋藤・大竹(2019a)は「当然、性暴力だと認識していたが他者に相談できない、という人も推察されるが、そもそも性暴力被害であるという認識がなければ他者に相談することはいっそう難しく」(p.201)なると指摘している。また齋藤・大竹(2019b)は、被害を相談する事の障壁になっているものとして、①被害認識の形成不全、②警察・支援機関の課題、③地域社会の課題を挙げており、特に③地域社会の課題として、「周囲の無理解、二次被害、誤った対応、見過ごし」を指摘している。そして被害認識形成の障壁となっているものが、①レイプ・性暴力に対する狭いイメージ(子どもの場合は、自分に何が起きたのかわからない。大人の場合は、自分の持っている性暴力のイメージと自分の体験が合致しない等)、②周囲が承認しない(否認したり、批判したりする)、自責感(悪いのは自分、自分さえ我慢すればよいというもの)であることを指摘している。このような被害状況や年齢、加害者との関係性が被害認識を妨げてしまうことを教職員も良く理解しておくことが必要であろう。教職員が性暴力被害の定義や特徴を正しく理解することで、二次被害を抑制し、被害児童生徒ファーストの対応支援が適切に行われるものと考えられる。

2) 本研究の限界と今後の課題

アンケート調査後、希望校のみヒアリング調査を行ったが、本研究の特殊性に鑑み倫理審査を受けたのはアンケート調査の部分のみであった。したがって、実際のハンドブック自体が持つ課題解決に際してはヒアリング調査での知見も踏まえる必要があり、本研究の中で事業の成果全てを紹介できたわけではないことに留意されたい。今後は必要に応じてハンドブックの改訂も視野に入れ、学校現場での負担軽減にさらに寄与するべく検討を加えることが望まれる。

学校内では性暴力事案が生じた際に、校内組織委員会の立ち上げは基本的認識であると考えられるが、その組織の中で適切に対応できるかが加害、被害生徒の今後に関わることを忘れてはならない。立ち上げた組織の中で、具体的に

どのように対応したのか、どのような目標をもって加害生徒に指導をしたのか、その後の処遇はどのような経緯でなされたのか、また学校内として保護者への説明をどのように行ったのか、被害生徒のケアを具体的に長期的な目標をもって支援計画を立てられたか等を丁寧に行っていくことが望まれる。性暴力に関する犯罪か犯罪でないかの判断をするのではなく、そのような事案にあってしまった被害生徒への適切な対応をすること、そのような事案を引き起こしてしまった無自覚あるいは自覚のある生徒への適切な教育的対応を行うため、今回作成されたハンドブックを有効活用されたい。各学校の本ハンドブックの使用と対応事例の積み重ね、また本ハンドブックを使用した性暴力に関する研修の在り方については、今後検証されていくべき課題である。

謝 辞

アンケート調査、ヒアリング調査を問わず、三重県内の小・中・高等学校・特別支援学校・その他の学校においてご回答下さった先生方にこころから御礼申し上げます。三重県くらし・交通安全課には事業の全般について多大なるご尽力をいただきました。青木泉先生、奈良郁子先生、浜北拙子先生からは実務者視点での貴重なご意見をいただきました。早川武彦先生、岡村広志先生には活動の多くの部分においてご協力をいただきました。ここに記して御礼申し上げます。

付 記

本研究は三重県公認心理師会が令和4年8月に三重県へ提出した当該事業報告書に加筆修正を施したものであり、研究倫理審査を経たアンケート調査の部分に関するデータを記載した。なお実際のハンドブックは、<https://onl.sc/eP3rL9E> からダウンロード可能である。

利益相反

本研究に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

注

- 1) 三重県環境生活部くらし・交通安全課から受託して行われた「学校における『性被害』支援マニュアル作成に向けた現状把握・論点整理事業委託」（令和4年4月18日～8月31日）にかかる調査のうち、質問紙調査データについてまとめたものである。また当該部署よりデータの利用について許可を得ている。
- 2) 愛知みずほ大学倫理審査委員会による審査を経ている（22-006）。
- 3) アンケート調査までが倫理審査を通過しているため、ここではヒアリング調査に関する情報は掲載しない。
- 4) Google フォームの回答では単一選択式の形を取ったが、他の回答形式では複数の選択肢による回答を行った回答者が大多数であった。このため、問3-3は収集方法別の結果、および合算した結果の両方を報告した。なおメールによる回答は書面での回答に含めた。

引用文献

- 藤森和美（2019）．性暴力被害事例の事例と対応：継父からの性虐待を受けていた女子中学生への対応：支援者の支援（特集 緊急事態における学校の対応）教育と医学，67(5)，376-383. <https://cir.nii.ac.jp/crid/1520009408839782784>
- 兵庫県立尼崎総合医療センター産婦人科（2020）．学校で性暴力被害がおこったら被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き https://onestop-hyogo.com/wp-content/uploads/2022/11/tebiki_web.pdf（令和5年7月12日アクセス）
- 玄野武人（2018）．男子の性暴力被害者を支援する（特集 性に関する相談と現状）心とからだの健康：子どもの生きる力を育む，22(2)，20-26. <https://cir.nii.ac.jp/crid/1522543654751875072>
- 三重県環境生活部くらし・交通安全課・警察庁（2021）．三重県犯罪被害者等支援ハンドブック <https://onl.sc/3FmzmDK>（令和5年7月19日アクセス）
- 内閣府犯罪被害者等施策推進室（2012）．性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/shien_tebiki/pdf/zenbun.pdf（令和5年7月12日アクセス）
- 奈良県性暴力被害者サポートセンター NARA ハート（2021）．校でおこった性暴力被害の初期対応手引き <https://onl.sc/W9xw8jN>（令和5年7月12日アクセス）
- National Center for Injury Prevention and Control（2016）．STOP SV: A Technical Package to Prevent Sexual Violence. <https://onl.sc/ExsHS1k>（令和5年7月12日アクセス）
- 野坂祐子（2010）．性暴力被害により PTSD を呈した成人女性への曝露療法（Prolonged

- Exposure Therapy) 学校危機とメンタルケア, 2, 28-34. <https://onl.sc/rwgkznz>
- 野坂祐子 (2011). 高校生の性問題行動に対する教員の認識に関する一考察 学校危機とメンタルケア, 3, 76-87. <https://onl.sc/xreTff2>
- 大岡由佳・岩切昌宏 (2017). 我が国の性暴力防止に向けての包括的対策—米国の性暴力防止技術パッケージから見えてくる予防方策—学校危機とメンタルケア, 9, 82-102. <https://onl.sc/2R9C1ca>
- 大阪府政策企画部青少年・地域安全室 (2015). 被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル <https://onl.sc/xwCtPzG> (令和5年7月12日アクセス)
- 齋藤梓・岡本かおり・大竹裕子 (2019). 性暴力被害が人生に与える影響と被害認識との関係—性暴力被害の支援をどう整えるべきか— 学校危機とメンタルケア, 11, 32-52. <https://onl.sc/C9rfWfh>
- 齋藤梓・大竹裕子 (2019a). 当事者にとっての性交「同意」とは：性暴力被害当事者の視点から望まない性交が発生するプロセスをとらえる 年報公共政策学, 13, 185-205.
- 齋藤梓・大竹裕子 (2019a). 当事者にとっての性交「同意」とは：性暴力被害当事者の視点から望まない性交が発生するプロセスをとらえる 年報公共政策学, 13, 185-205. <https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/74441>
- 齋藤梓・大竹裕子 (2019b). 性暴力の被害経験に関する質的調査報告 法務局 <https://www.moj.go.jp/content/001299302.pdf>
- 清水裕士 (2016). フリーの統計分析ソフト HAD：機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案 メディア・情報・コミュニケーション研究, 1, 59-73.
- Texas Association Against Sexual Assault (2013). Sexual Assault Advocate Training Manual. <https://onl.sc/PQvhZ2t> (令和5年7月12日アクセス)
- 富山県犯罪被害者等支援協議会 (2022). 教職員向け性暴力被害対応マニュアル <https://www.pref.toyama.jp/1711/bousaianzen/bouhan/kj00008186/kyoushokuinnmanual.html> (令和5年11月7日アクセス)
- WHO (2002). Chapter 6. Sexual Violence. In World report on violence and health, pp. 147-183. <https://onl.sc/WrZhUgT> (令和5年7月12日アクセス)

(たかさわ けいじ・皇學館大学文学部)

(なか りつこ・三重大学大学院医学系研究科看護学専攻 非常勤講師)

(くりの りえこ・皇學館大学文学部)

(すぎやま かなこ・愛知みずほ短期大学現代幼児教育学科)

(ひらたに ともき・鈴鹿医療科学大学保健衛生学部)

■令和五年度 人文学會奨励賞受賞者

神道学科

■ 國本 華代 「八雲琴の成立と展開に関する一考察」

本論文は、文政年間に中山琴主が創案した八雲琴の系譜のうち、神社神道派の展開を論じている。第一〜三章は、八雲琴の成立・展開について文献・先行研究を参照して整理・検討している。続く第四〜五章では、一時廃絶した神社神道派を現代において復興し、継承しようとする「八雲琴伝承の会」の活動に注目して、同会へのインタビュー調査や島根県の琴引山における神事の実地調査を行い、その成果をまとめ、八雲琴の今後の展開を考察している。なお、別冊に整理された同調査の成果は、史資料に乏しい八雲琴研究に貢献し得る資料であり、高く評価される。

(指導教員 高野裕基助教)

国文学科

■ 島田 朋葉 「建礼門院右京大夫集」の研究

―構成と執筆意図―

本論文は、『建礼門院右京大夫集』の構成とその執筆意図を考察するものである。この家集は、恋人であった平資盛への愛と追憶のためにつくられたと考えられてきたが、本論文では、題詠歌群の配列に連歌的な発想を見出し、これは右京大夫の歌人としての意識の現れであることを指摘する。また、集全体に見られる対応関係から、この集は読者を想定したものであり、これは平家一門への鎮魂の思いによるとする。さらに、右京大夫の出自による家意識も見られることも踏まえ、この家集は、右京大夫自身の生の証であったと結論付ける。

(指導教員 吉井祥助教)

国史学科

■ 田宮 佑至 「源頼朝に仕えた神職たち

―『吾妻鏡』治承四年七月二十三日条から―

『吾妻鏡』治承四年(一一八〇)七月二十三日条には、當時流人であった源頼朝の許に参じた神職として、佐伯昌長(筑

前任吉社」と大中臣頼隆（神宮祠官後胤）の名が挙げられている。従来、彼等は「陰陽道知識保有者」程度の存在で、頼朝が彼等を登用したのは「次善の策」であったと評価されているが、佐伯昌長は「天曹地府祭」、大中臣頼隆は「千度祓」という、当時最新の知識・祭祀技能を身につけた人物であったことを明らかにした。局所的な論考ではあるが、結論へと至る過程は極めて実証的であり、学術論文としての水準に十分達するものと認められる。

（指導教員 多田實道教授）

コミュニケーション学科

森 麗名「ネガティブな反すう思考と内省が対人関係に及ぼす影響」

本研究は、反すうおよび内省が、ソーシャルスキルおよび対人劣等、対人ストレスコーピング方略に影響を与える過程を検討することを目的とした。大学生にオンライン調査を行い、ネガティブな反すうおよび内省、ソーシャルスキル、対人劣等、対人ストレスコーピングの各尺度に回答を求めた。その結果、ソーシャルスキルが対人劣等に影響を及ぼす過程で、反すうと内省が影響を及ぼすのは関係維持に関わる過程

であることが示唆された。また、反すうと内省は認知の過程では共通した機能を持ち、行動（コーピング）においては、異なる効果を持つことが示唆された。

（指導教員 中山真准教授）

（卒業後、人文學會会員を継続される方は、事務局にてお手続きください。年会費二、一〇〇円です。これら受賞論文は『皇學館論叢』に掲載の予定です。）

投稿規程

- 一、『皇學館論叢』（以下「本誌」という。）への投稿は、会員（正会員又は学生会員）に限る。
- 二、本誌の内容は、神道学・国文学・国史学・コミュニケーション学・教育学並びにそれら関連分野についての論説、研究ノート、資料紹介、書評とする。
- 三、投稿原稿は、標準的なワープロソフトを使用して作成しなければならない。その分量の上限は、論説は四百字詰五十枚以内、研究ノート及び資料は三十枚以内を原則とする。
- 四、投稿原稿は和文または英文とし、未刊行のものに限る。
- 五、論説及び研究ノートには、投稿時に四百字以内の要旨と五個程度のキーワード及び英文タイトルを付与する。
- 六、投稿原稿の掲載は、編輯委員会の査読を経て可否を決する。査読の過程において、編輯委員会が投稿者に対して原稿種別の変更を提案することがある。
- 七、投稿原稿は、原則として返却しない。
- 八、送り先は「皇學館大學人文學會」（以下「本会」という。）とする。
- 九、掲載された投稿原稿の著作権は本会に帰属する。ただし、投稿者は本会に連絡することにより、転載・複製・翻訳・翻案などの形で利用することができるとする。
- 十、本規程の改訂にあたっては、運営委員会において審議し、本会の総会において承認されるものとする。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

要旨・キーワードについて

各分野において論文のデータベース化が進んでいる現状に対応すべく、本誌では、「論説」および「研究ノート」に要旨とキーワードを付けることと致しております。本誌に投稿される方は、四百字以内の要旨と五個程度のキーワード（固有名詞や学術用語など）を付けていただきます。会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和六年四月五日 印刷

令和六年四月十日 発行

▲季刊▼

〒516-8555 伊勢市神田久志本町一七〇四

皇學館大学内

編輯兼発行者

皇學館大學人文學會

電話 伊勢 ☎五五 二二一〇二〇一

振替口座〇〇八〇〇九一六三四八

会長 岡野友彦

印刷所 株式会社アサプ

津市河芸町上野二〇〇番地

KOGAKKAN STUDIES IN THE HUMANITIES

KOGAKKAN RONSO

Vol. LVII No. 1

Articles

SANO Masato: Compilation Materials for the Kōtaijingū gishikichō: An Examination of the “Nenchūgyōji narabi ni gekki no koto”

Research Notes

TAKASAWA Keiji, NAKA Ritsuko, KURINO Rieko, SUGIYAMA Kanako, and HIRATANI Tomoki: Creation of a Handbook for Supporting Responses to “Sexual Violence at School among Children”

Published Quarterly by
The Humanities Research Institute of
Kogakkan University Ise Japan

April 2024